
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、蚊野君、7番、下川君を指名いたします。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第2、「議案第1号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)」から「議案第4号 令和5年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)」までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号から議案第4号について御説明いたします。

今回の補正予算の概要でございますが、食料品価格等の高騰対策として新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して実施する事業や早急な対応が必要となっている経費について、今回補正しなければ事務事業の実施に支障を来すものにつきまして計上してございます。また、人事異動に伴う人件費関係では、これまでと同様に令和5年度当初予算における人件費については令和4年9月1日現在での現員現給を基本として予算計上させていただきましたが、その後の給与改定や令和5年4月1日付の人事異動等の発令に伴いまして整理を行っております。今回の補正額のうち人件費の補正額は会計全体で1億2,548万8,000円の減額でございます。主な要因といたしましては職員数の減のほか、定年延長により退職手当組合の負担金が145パーミルから67.5パーミルへ77.5ポイント減少したことにより減額補正となっております。なお、人件費の内容の総括説明につきましては、さきの全員協議会において説明してございますので、説明が重複いたしますので、改めての説明は省略させていただきます。その他の経費につきましても内容説明は一通り済んでございますが、改めて説明が必要と考える項目についてその概要説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

この後の各会計の補正予算につきましても人件費の整理に基づく項目につきましては説明を省略させていただきます。また、各会計の歳出事項別明細書の後ろに給与費明細書を添付しておりますが、こちらにつきましても説明を省略いたしますので、後ほどお目通しいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の説明に入ります。議案第1号は、令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)でございます。

令和5年度新ひだか町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,078万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億3,522万9,000円としようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」とおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般10ページをお開きください。1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費では600万3,000円の追加でございます。職員人件費のほか、事業目1 議会運営経費では552万2,000円の追加でございます。新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により議員報酬月額を改正したことに伴う追加でございます。

11ページに参りまして、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費から12ページに参りまして、4目 財産管理費、11目 地域振興費は、人件費のため、説明は省略させていただきます。

13ページに参りまして、13目 地方創生費で2,882万2,000円の追加でございます。事業目4 新型コロナウイルス感染症対策事業の上段の総務課分は、人件費の整理につき説明は省略いたします。

中段及び下段が新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の活用事業でございます。所管課ごとに記載しております。中段の健康推進課分は、医療・介護施設等物価高騰対策事業でございます。コロナ禍における食料品価格等の高騰の影響を受けている医療、介護施設及び障がい福祉等事業所に対し支援金を交付することで経済的負担を軽減し、関連サービスの安定的な提供体制の維持、継続を図ろうとするもので、令和5年7月1日を基準日として食事提供している医療機関や介護施設等を対象に3つの区分に応じて支給しようとするもので、事業費を700万円としております。なお、区分でございますが、区分1として有床医療機関及び1日の入所、通所定員100人以上の介護施設等に対し50万円、区分2として1日の入所、通所定員50人以上100人未満の介護施設等に対し25万円、区分3として1日の入所、通所定員50人未満の介護施設等に対し10万円としてございます。

下段の学校給食センター分は、学校給食用材料費高騰対策事業でございます。食料品価格の高騰は学校給食材料も大きな影響を受けており、栄養バランスを維持しながら学校給食を提供していくことが困難なことから、交付金を活用して食材を購入することにより保護者等に対する学校給食費の負担軽減を図るもので、対象者を小中学校合わせて1,600人と見込み、事業費を2,178万4,000円としております。なお、当初予算において給食費の現状維持のため食料品価格の高騰分として1,579万4,000円を一般財源にて計上しておりますので、一般財源から地方創生臨時交付金へ財源振替をさせていただきたく、今後の補正予算にて整理をさせていただきたく存じます。

以上、2つの事業費合計で2,878万4,000円となりまして、地方創生臨時交付金を2,800万円充当してございますが、5月臨時会で上程した事業と今回を合わせ6,700万円を充当してございま

て、残額が3,526万8,000円になりますが、今後の状況を見ながら必要となる事業の財源へ充当してまいりたいと考えてございます。

14目 諸費で7,038万9,000円の追加でございます。事業目1 税外過誤納等還付金の福祉課分では、3件で4,465万1,000円の返還金がございます。令和3年度及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金などの事業費確定に伴う国及び北海道支出金の返還金でございます。

その下、同事業目の健康推進課分では1件で2,573万8,000円の返還金がございます。令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金の事業費確定に伴う国庫支出金の返還金でございます。

14ページに参りまして、2項 徴税费、1目 税務総務費、2目 賦課徴収費、15ページに参りまして、3項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費、16ページに参りまして、4項 選挙費、1目 選挙管理委員会費、5項 統計調査費、1目 統計調査総務費、17ページに参りまして、3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、下段の2目 障がい者福祉費、4目 生活館費は、人件費のため、説明は省略させていただきます。

18ページに参りまして、中段になります。7目 老人支援費でございますが、508万円を追加しようとするもので、人件費のほか事業目2 介護予防・地域支援あい事業では785万7,000円を計上してございます。こちらは、当初予算で計上しております北海道の地域づくり総合交付金を活用して、高齢者移送サービス事業に使用している老朽化した車椅子リフト付ワゴン車1台の更新を予定していましたが、現計予算243万2,000円に対し不足が見込まれることから、112万5,000円を追加するほか、同事業に使用する福祉車両2台の更新について一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティー助成事業の助成金採択が決定したことから、車椅子リフト付ワゴン車及び車椅子スロープ付軽ワゴン車の購入費として673万2,000円を追加しようとするものでございます。なお、財源としまして地域づくり総合交付金の追加分56万3,000円とコミュニティー助成事業助成金を660万円充当してございます。

19ページに参りまして、8目 老人福祉施設費、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、20ページに参りまして、3目 児童福祉施設費、21ページに参りまして、4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、2目 予防費、22ページに参りまして、3目 環境衛生費、4目 保健活動施設費は、人件費のため、説明は省略させていただきます。

5目 保健活動費は2,959万5,000円を追加しようとするもので、23ページになりますが、人件費のほか、事業目2 出産・子育て支援事業で2,777万8,000円を計上してございます。本事業は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるような環境を整えるため妊娠期から出産、子育てまで寄り添った伴走型相談支援と給付金を支給する経済的支援を実施しようとするものでございます。令和5年度事業分につきましては昨年度に繰越明許費を設定しておりましたが、国との協議により現年予算で実施することとなりましたことから、改めて事業内容の整理を行い、予算計上させていただくものでございます。伴走型相談支援として、妊娠届出時から妊娠期、出産から乳幼児の子育てまでより身近な相談支援事業を実施しようとするものでございまして、必要となる経費としまして13節 委託料では伴走型相談支援システム導入経費、17節 備品購入費では訪問用公用車2台の購入のほか、乳幼児用身長計や体重計、沐浴用赤ちゃん人形などの購入経費、その他の費目では事業実施に伴い必要となる事務経費を合わせて1,077万8,000円計上してございます。経済的支援では、妊娠届出時に5万円、出生届出後に5万円、合わせて10万円の給付

を支給しようとするもので、対象人数でございますが、令和5年4月以降に妊娠届出、出産した方及び令和5年3月以前に妊娠届出をした方を含む方々を対象としてでございます。対象人数の内訳でございますが、令和5年4月以降に妊娠届出をした方を対象とする出産応援分を180人と見込み、令和5年4月から令和6年3月までの間に出産した方を対象とする子育て応援分を160人と見込みまして、合わせて延べ340人分を支給対象として、19節 扶助費に出産・子育て応援給付金1,700万円を計上してございます。本事業の財源でございますが、国の出産・子育て応援給付金を1,912万4,000円、北海道の出産子育て応援事業費補助金426万2,000円を充当してございます。

24ページに参りまして、6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費、2目 農業総務費、25ページに参りまして、3目 農業振興費、26ページに参りまして、4目 農業施設費、7目 和牛センター運営費、27ページに参りまして、2項 林業費、1目 林業総務費、28ページに参りまして、2目 林業振興費、3項 水産業費、1目 水産業総務費、29ページに参りまして、7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費、4目 観光施設費、30ページに参りまして、8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費、2項 道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、31ページに参りまして、3項 河川費、2目 河川改良費、3目 排水機場管理費、32ページに参りまして、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、33ページに参りまして、5項 住宅費、1目 住宅管理費、34ページに参りまして、9款 消防費、1項 消防費、2目 災害対策費、35ページに参りまして、10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費は、人件費のため、説明は省略させていただきます。

36ページに参りまして、中段になります。2項 小学校費、1目 学校管理費でございますが、768万5,000円の追加をしようとするもので、人件費のほか、事業目1 学校管理費で1,500万円を計上してございます。こちらは、高静小学校校舎棟の暖房機が故障したことに伴い、今回補正しなければ冬期間の稼働に支障を来すことから、改修工事を実施しようとするものでございます。財源としては、国の補正予算を活用し、学校施設環境改善交付金を事業費の3分の1の500万円、残りに補正予算債として学校施設改修事業債を1,000万円充当してございます。なお、補正予算債にあっては、後年度の元利償還金に対し50%が普通交付税の基準財政需要額に参入されることとなります。

37ページに参りまして、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費、38ページに参りまして、3目 文化財保護費、4目 図書館費、39ページに参りまして、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、3目 乗馬施設費、40ページに参りまして、6項 学校給食費、1目 学校給食費は、人件費のため、説明は省略させていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、一般7ページにお戻りください。2 歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時に事業の充当財源として御説明をいたしましたので、詳細な説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただきたいと思います。なお、今回の収支調整につきましては11款、1項、1目 地方交付税で2,276万8,000円の減額で行ってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、一般4ページをお開きください。「第2表 地方債補正(変更)」でございます。学校施設改修事業債の補正前限度額に1,000万円を追加し、補正後の限度額を5,900万円とし、地方債の総額を14億9,940万円にしようとするものでございま

す。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議案第2号から議案第4号につきましては、それぞれ担当課長及び事務長から御説明をいたします。

これで私からの説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 森上下水道課長。

〔上下水道課長 森 勝利君登壇〕

○上下水道課長(森 勝利君) おはようございます。ただいま上程されました「議案第2号 令和5年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和5年4月1日付人事異動等に伴う職員人件費の整理を行うものでございます。

第1条は、総則となりまして、令和5年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正となり、令和5年度新ひだか町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款 水道事業費用では331万6,000円減額し、3億9,412万2,000円にするもので、第1項 営業費用で331万6,000円減額し、3億6,148万7,000円にするものでございます。

第2款 簡易水道事業費用では10万1,000円増額し、1億2,159万6,000円にするもので、第1項 営業費用で10万1,000円増額し、1億1,304万1,000円にするものでございます。

第3条は、資本的支出の補正になり、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,242万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,934万4,000円、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金2億6,308万1,000円で補填するものとする。

支出、第1款 水道事業資本的支出では89万6,000円増額し、5億7,290万3,000円にするもので、第1項 建設改良費で89万6,000円増額し、4億6,638万4,000円にするものでございます。

第2款 簡易水道事業資本的支出では110万2,000円減額し、1億6,966万2,000円にするもので、第1項 建設改良費で110万2,000円減額し、7,981万5,000円にするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。

(1)職員給与費で61万1,000円減額し、5,900万9,000円にするものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりいただき、水道1ページを御覧ください。こちらは、収益的支出の目別の総括になります。続いて、水道2ページを御覧ください。こちらは、資本的支出の目別の総括になります。これらにつきましては、お目通し願いまして、説明を省略させていただきます。

続いて、水道3ページから4ページは、収益的支出明細書になります。第1款 水道事業費用全体として331万6,000円減額し、3億9,412万2,000円にするものでございます。第1項 営業費用の2目 配水及び給水費及び3目 総係費において節に記載のとおり職員人件費の整理を行うものでございまして、説明は省略させていただきます。

4 ページでは、第 2 款 簡易水道事業費用全体として10万1,000円増額し、1 億2,159万6,000円にするものでございます。第 1 項 営業費用の 3 目 総係費において節に記載のとおり職員人件費の整理を行うものでございまして、こちら説明は省略させていただきます。

続いて、水道 5 ページを御覧ください。資本的支出明細書でございます。第 1 款 水道事業資本的支出全体として89万6,000円増額し、5 億7,290万3,000円にするものでございます。第 1 項 建設改良費の 1 目 配水施設改良費において節に記載のとおり職員人件費の整理を行うものでございまして、こちら説明は省略させていただきます。

第 2 款 簡易水道事業資本的支出全体として110万2,000円減額し、1 億6,966万2,000円にするものでございます。第 1 項 建設改良費の 1 目 配水施設改良費において節に記載のとおり職員人件費の整理を行うものでございまして、こちら説明は省略させていただきます。

続いて、水道 6 ページは令和 5 年度新ひだか町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、水道 7 ページから 8 ページは給与費明細書、水道 9 ページから10ページは令和 5 年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表となります。これらにつきましてもお目通し願いまして、説明を省略させていただきます。

続きまして、「議案第 3 号 令和 5 年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第 1 号)」について御説明させていただきます。

こちら令和 5 年 4 月 1 日付人事異動等に伴う職員人件費の整理を行うものでございます。

第 1 条は、総則となりまして、令和 5 年度新ひだか町下水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的支出の補正となり、令和 5 年度新ひだか町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第 1 款 公共下水道事業費用では56万円減額し、7 億1,492万4,000円にするもので、第 1 項 営業費用で56万円減額し、6 億6,562万2,000円にするものでございます。

第 3 条は、資本的支出の補正になり、予算第 4 条本文括弧書きを改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 億1,779万 3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額861万6,000円、当年度分損益勘定留保資金 2 億5,136万4,000円、当年度利益余剰金 1 億1,389万7,000円で補填し、なお不足する額 1 億4,391万6,000円は一時借入金で措置するものとします。

支出、第 1 款 公共下水道事業資本的支出では 8 万5,000円減額し、5 億4,229万2,000円にするもので、第 1 項 建設改良費で 8 万5,000円減額し、1 億6,982万2,000円にするものでございます。

第 2 款 特定環境保全公共下水道事業資本的支出では11万1,000円減額し、2 億2,565万2,000円にするもので、第 1 項 建設改良費で11万1,000円減額し、5,832万9,000円にするものでございませ

ず。

第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第 10 条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。

(1) 職員給与費で209万4,000円増額し、3,683万1,000円にするものでございます。

恐れ入ります。1 枚おめぐりいただき、下水道 1 ページを御覧ください。こちらは、収益的支出の目別の総括になります。続いて、下水道 2 ページを御覧ください。こちらは、資本的支出の目別の総括になります。これらにつきましては、お目通し願いまして、説明を省略させていただきます。

きます。

続いて、下水道3ページを御覧ください。収益的支出明細書になります。第1款 公共下水道事業費用全体として56万円減額し、7億1,492万4,000円にするものでございます。第1項 営業費用の2目 処理場費及び4目 総係費において節に記載のとおり職員人件費の整理を行うものでございまして、説明は省略させていただきます。

続いて、下水道4ページを御覧ください。資本的支出明細書でございます。第1款 公共下水道事業資本的支出全体として8万5,000円減額し、5億4,229万2,000円にするものでございます。第1項 建設改良費の1目 排水施設改良費において節に記載のとおり職員人件費の整理を行うものでございまして、こちらも説明は省略させていただきます。

第2款 特定環境保全公共下水道事業資本的支出全体として11万1,000円減額し、2億2,565万2,000円にするものでございます。第1項 建設改良費の1目 排水施設改良費において節に記載のとおり職員人件費の整理を行うものでございまして、こちらも説明は省略させていただきます。

続いて、下水道5ページは令和5年度新ひだか町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、下水道6ページから7ページは給与費明細書、下水道8ページから9ページは令和5年度新ひだか町下水道事業予定貸借対照表となります。これらにつきましてもお目通し願ひまして、説明を省略させていただきます。

以上で議案第2号、第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺町立病院事務長。

[新ひだか町立病院事務長 渡辺智之君登壇]

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) ただいま上程されました「議案第4号 令和5年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)」につきまして御説明いたします。

このたびの補正は、令和5年4月1日付の職員人事異動などに伴う人件費及び小児科医師の常勤化による診療提供に必要な経費並びに医療機器の更新費用を計上しようとするものです。

第1条は、総則でございまして、令和5年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、令和5年度新ひだか町病院事業会計予算、以下「予算」といいます。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものです。

収入の第1款 病院事業収益は351万3,000円を追加し、16億2,032万5,000円に、第1項 静内医業収益は320万4,000円を追加し、8億7,269万2,000円に、第2項 静内医業外収益は30万9,000円を追加し、3億5,136万1,000円にしようとするものです。

支出の第1款 病院事業費用は1,342万4,000円を減し、18億9,087万9,000円に、第1項 静内医業費用は798万6,000円を減し、13億2,363万6,000円に、第5項 三石医業費用は543万8,000円を減し、4億9,059万9,000円にしようとするものです。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正しようとするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,719万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金1,818万1,000円で補填し、なお不足する額3,901万2,000円は一時借入金で措置するものです。

収入の第1款 資本的収入は1,070万円を追加し、3億1,390万6,000円に、第2項 静内企業債は

1,070万円を追加し、1億8,400万円にしようとするものです。

支出の第1款 資本的支出は1,070万円を追加し、3億7,109万9,000円に、第1項 静内建設改良費は1,070万円を追加し、1億8,400万円にしようとするものです。

1枚おめくりください。第4条は、企業債の補正でございまして、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正しようとするもので、医療機器等購入事業の限度額1億6,180万円を1億7,250万円にしようとするものです。なお、利率等の取扱いに変更はございません。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正しようとするものです。

(1)職員給与費を1,656万5,000円を減し、10億4,601万1,000円にしようとするものです。

それでは、資本的収支の補正内容につきまして御説明いたしますので、病院2ページをお開きください。下段の支出より御説明いたします。1款 病院事業費用、1項 静内医業費用、1目 給与費は人件費でございまして、説明は省略いたします。

病院3ページに参りまして、3目 経費は333万8,000円の追加でございまして、小児科医師の常勤化に伴い小児科診察室の改修費用として修繕費245万円の追加並びに住宅借り上げ料として使用料及び賃借料88万8,000円を追加しようとするものです。

5項 三石医業費用、1目 給与費並びに3目 経費は人件費に関わることでございまして、説明を省略いたします。

以上で支出の説明を終わります。

続きまして、収益的収入を御説明いたしますので、病院2ページにお戻りください。1款 病院事業収益は351万3,000円を追加しようとするもので、小児科医師の常勤化に伴う小児科の増収を見込み、外来収益320万4,000円を追加するほか、借り上げ住宅に係る本人負担分として30万9,000円を追加しようとするものです。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わります。

続きまして、資本的収支を御説明いたしますので、病院4ページをお開きください。下段の支出から御説明いたします。1款 資本的支出、1項 静内建設改良費、1目 資産購入費は1,070万円の追加でございまして、経年劣化などの理由により医療機器に不具合が生じましたが、修理対応年数も経過していることから、更新するものでございます。なお、財源につきましては全額企業債を充当しております。

以上で支出の説明を終わります。

なお、収入につきましては資本的支出で財源も含め御説明いたしましたので、省略いたします。

以上で資本的収入及び支出の説明を終わります。

なお、病院1ページは予算実施計画書、5ページ以降は予定キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書並びに予定貸借対照表となっておりますが、いずれもお目通しをいただき、説明は省略させていただきます。

以上で議案第4号の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、志田君。

○16番(志田 力君) 一般の13ページの地方創生費のところの健康推進課分の700万円のところで、別に反対するつもりはないのですが、ちょっと確認させていただきたいのは、先ほどの説明

にもありまして、全員協議会で配られた資料にも載っておりますが、区分1、支給額50万円、区分2、25万円、区分3、10万円となっておりますが、この積算根拠とここに該当する件数を分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 区分の積算根拠と該当事業者数というところの御説明をさせていただきますと思っております。

物価上昇に対する食料品の積算というのがなかなか難しい部分がございますので、燃料費、電気代等の光熱水費の部分の上昇率を鑑みて、また同様の事業で北海道の事業、昨年度もそうだったのですが、北海道の同様の事業もございますので、その事業の規模感も併せて単価のほうは設定させていただいております。電気料の各事業所規模ですとか造りによって非常に電気料等は大きく変動するものではございますけれども、公共の施設の電気料等の上昇率を勘案して、また物価上昇率を14.7%と積算させていただいて、同規模の北海道の交付金が入ったということを、その金額を差し引いた形で事業所規模ごとに50万円、25万円、10万円という積算をさせていただいております。対象事業者数でございますけれども、対象事業者数につきましては区分1が5件、区分2が4件、区分3が35件ということで、合計、トータル44事業所で支出金額の見込みとしては700万円を予定してございます。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 16番、志田君。

○16番(志田 力君) 一応理解しますけれども、水道光熱費云々ということになると、も含めてということなのでしょうけれども、地方創生の意味合いからするとちょっと勘違い起こすのではないかなという気がするのです。それで、お聞きしたいのは区分1、区分2、これ同額にはできませんか。今さら言ってもできないと言われればそれまでなのですが、考え方としたり似たような規模になると思えますし、それと区分3の部分では件数が35件と一番多い件数になっておりますけれども、やはりこういった趣旨、地方創生の臨時交付金の活用という趣旨からすれば区分3のところをもっと手当てを厚くしてあげるというのが、そのほうが趣旨としては合うのではないかなと思っておりますけれども、考え方だけお聞きしたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 区分については、従前、昨年度実施した区分を基に実施させていただいているというところが一つございます。また、北海道の同様の物価高騰の支援事業につきましては、それぞれの定員数ですとか病床数に応じて交付金が算定されているという経緯もございますので、また全体的な予算規模というところ鑑みて区分1、区分2、区分3と金額を設定させていただいておりますので、趣旨は、志田議員おっしゃっていることは重々承知しているところですが、御理解いただければと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第4号までに対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第2号 令和5年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号 令和5年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第4号 令和5年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第3、「議案第5号 新ひだか町立児童館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村岡福祉課長。

〔福祉課長 村岡幸栄君登壇〕

○福祉課長(村岡幸栄君) ただいま上程されました議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号は、新ひだか町立児童館条例の一部を改正する条例制定についてでございます、別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。新ひだか町立児童館条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、令和5年4月の学校再編により山手小学校、東静内小学校、静内小学校の3校が1校に再編されたことから、学校再編の趣旨に合った安心で安全な子どもたちの

遊び場や居場所を確保するため、校区内にある青柳児童館と山手児童館を新たに設置する静内小学校児童館に集約するものであります。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。第2条において名称及び位置について定めているところでございますが、これらから新ひだか町立青柳児童館及び新ひだか町立山手児童館に係る部分を削除し、新たに新ひだか町立静内小学校児童館を加えるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、令和5年9月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第5号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第5号 新ひだか町立児童館条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「議案第6号 新ひだか町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村岡福祉課長。

〔福祉課長 村岡幸栄君登壇〕

○福祉課長(村岡幸栄君) ただいま上程されました議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号は、新ひだか町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。新ひだか町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、3枚おめくりいただき、6ページを御覧ください。参考資料の条例改正説明要旨により御説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部が改正されたため、当該法律を引用している条文につ

いて改正を行おうとするものでございます。

改正内容について項目ごとに説明いたします。1、新ひだか町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正となります。(1)主務大臣の変更は、「保育所保育指針」の制定権限が内閣総理大臣に移ったことにより「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に変更するものでございます。(2)懲戒権に関する規定の削除は、民法の親権者の子に対する懲戒権が削除されたことに伴い、懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

次に、2、新ひだか町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正となります。(1)安全計画の策定等の義務化は、①から④のとおり安全計画の策定、職員に対する安全計画の周知と研修及び訓練の定期的な実施、保護者に対する周知、定期的な安全計画の見直しの実施に関する規定を加えるものでございます。(2)バス送迎に当たっての安全管理の徹底は、①、②のとおり利用乳幼児のバス乗降時における所在確認などの安全管理に関する規定を加えるものでございます。7ページに参りまして、(3)インクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和は、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは保育に支障がない場合に限り家庭的保育事業所等の設備及び職員は併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができることとするものでございます。(4)懲戒権に関する規定の削除は、民法の親権者の子に対する懲戒権が削除されたことに伴い、懲戒権に関する規定を削除するものでございます。(5)感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化は、職員に対する感染症等の研修や訓練の実施に努めなければならないとの規定を加えるものでございます。(6)主務大臣の変更は、「保育所保育指針」の制定権限が内閣総理大臣に移ったことにより「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に変更するものでございます。

次に、3、新ひだか町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正となります。(1)安全計画の策定等の義務化は、①から④のとおり安全計画の策定、職員に対する安全計画の周知と研修及び訓練の定期的な実施、保護者に対する周知、定期的な安全計画の見直しの実施を行う旨の規定を加えるものでございます。8ページに参りまして、(2)送迎に当たっての安全管理の徹底は、利用者の移動のために自動車を運行する場合の児童の所在確認に対する対応について加えるものでございます。(3)業務継続計画の策定等の努力義務化は、①から③のとおり業務継続計画の策定、職員に対する業務継続計画の周知と研修及び訓練の定期的な実施、定期的な業務継続計画の見直しの実施に努める旨の規定を加えるものでございます。(4)感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化は、職員に対する感染症等の研修や訓練の実施に努めなければならないとの規定を加えるものでございます。

次に、4、施行期日等でございますが、本条例は、公布の日から施行し、関係法令の施行に合わせて令和5年4月1日から適用とするものでございます。また、経過措置でございますが、①は新ひだか町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置についてでございます。改正後の条例第7条の3第2項の規定の適用について、車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること等につき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、ブザー等の設置に代わる措置を講じることとして差し支えないものとするものでございます。

1枚おめぐりいただきまして、9ページを御覧ください。②は、新ひだか町放課後児童健全育

成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置についてでございます、条例の施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第6条の2の規定の運用について努力義務とするものでございます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第6号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第6号 新ひだか町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第5、「議案第7号 新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森上下水道課長。

〔上下水道課長 森 勝利君登壇〕

○上下水道課長(森 勝利君) ただいま上程されました議案第7号について御説明いたします。

議案第7号は、新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます、新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、新ひだか町公共下水道事業計画で定めている計画人口を変更したことにより、関連条文の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を参考資料、条例新旧対照表によって御説明させていただきますので、2ページをお開きください。別表第2中の計画人口を下線で示したとおり静内処理区においては1万5,200人を1万3,100人に、三石処理区においては2,500人を2,000人に改めるものでございます。

恐れ入ります。1ページにお戻りいただきまして、施行期日についてでございますが、附則のとおりこの条例は、公布の日から施行することとしてございます。

以上で議案第7号 新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第7号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第7号 新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤礼二君登壇〕

○総務課長(佐藤礼二君) ただいま上程されました議案第8号について御説明いたします。

議案第8号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり公共的施設の総合整備計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめぐりください。今回の計画の策定につきましては、川合辺地でございますが、これまでの計画が令和4年度までとなっていたため、令和5年度から令和9年度までの新たな計画を策定しようとするものでございます。この総合整備計画書に基づいて実施する公共的施設の整備事業は、その財源として辺地対策事業債の充当が可能となりますが、この辺地対策事業債の元利償還金の80%は地方交付税の額の算定に用いられる基準財政需要額に算入されるものであり、他の地方債と比較し、有利な財源措置がなされるものでございます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。総合整備計画書、川合辺地でございます。1の辺地の概況でございますが、辺地を構成する町村、または字の名称は、日高郡新ひだか町静内川合、静内西川、静内東別、地域の中心の位置は日高郡新ひだか町静内川合193番地の1、辺地度点数は266点でございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりとなっております。お目通しをいただき、説明は省略させていただきます。

3の公共的施設の整備計画でございますが、令和5年度から令和9年度までの5か年となっております。

表でございますが、施設名は道路、川合6号線で、事業主体は新ひだか町、事業費は4,000万円で、財源内訳は一般財源4,000万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は4,000万円となっております。

以上で議案第8号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第8号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第9号 新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

樋爪企画課長。

〔企画課長 樋爪 旬君登壇〕

○企画課長(樋爪 旬君) ただいま上程されました議案第9号について御説明申し上げます。

議案第9号は、新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画、令和3年9月策定、計画期間は令和3年から令和7年までを変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

本計画の変更内容ですが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条」の規定により、事業の財源として過疎債を活用するためには過疎計画に対象事業が掲載されていることが条件となっております。今年度過疎債を活用して実施しようと考えている事業のうち、現計画に搭載されていない事業があることから、これを追加するものでございます。

具体的には新旧対照表で御説明いたしますので、4ページをお開きください。表の右の欄が変更前、左側の欄が変更後の計画となっております。まず、計画の6、生活環境の整備、(3)計画の変更でございます。事業名の(3)廃棄物処理施設、ごみ処理施設の事業内容のリサイクル活動事業の次に日高中部環境センター基幹改良事業を加え、事業主体の新ひだか町の次に中部衛生施設組合を加えるものです。当該事業につきましては、日高中部衛生施設組合が実施する日高中部環境センター基幹改良事業の新ひだか町の負担分に過疎債を活用するものでございます。

次に、計画の7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(3)計画の変更でございます。事業名の(3)高齢者福祉施設、老人ホームの次に(5)障がい者福祉施設、その他を加え、事業内容として高齢者施設大規模改修事業の次に児童養育相談センター建設事業を加え、(9)その他の事業内容の福祉車両購入事業の次に放課後児童クラブ施設整備事業を加えるものでございます。当該2つの事業につきましては、1つ目は児童養育相談センター新築事業を、

2つ目は小学校の再編に伴い校区内の児童館及び放課後児童クラブの機能を集約するための整備事業でございます。

1枚おめぐりください。最後に、計画の10、集落の整備、(3)計画の変更でございまして、事業名の(2)過疎地域持続的発展特別事業、集落整備の事業内容のうち、現在公共施設等維持補修事業とされているものに解体事業を加えるもので、老朽化が進んでいる公共施設の解体を実施するに当たり文言整理を行うものでございます。

なお、次のページ、6ページの新旧対照表も5ページと同じ計画内容となっておりますが、こちらは過疎持続的発展特別事業分の事業計画となっております。特別事業分とはソフト事業分でございまして、過疎計画の最後にソフト事業分を再度掲載することになっており、5ページと同様に変更、文言整理をするものでございますので、説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。計画の変更年月日については、議決の日とするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第9号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第9号 新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、発委第2号 新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、池田君。

〔議会運営委員長 池田一也君登壇〕

○議会運営委員長(池田一也君)

令和5年6月20日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 議会運営委員長 池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

記

1 件 名

(発委第2号)

新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会の設置について

1枚おめくりください。

提案理由

本年2月27日開催の全員協議会において示された「新ひだか町公立病院経営強化プラン」に関し、今後の町立病院の果たす役割等、地域医療と公立病院のあるべき方向性について調査を行うため、全員で構成する特別委員会を設置するものです。

本文読み上げます。発委第2号 新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会の設置について。

新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会を次のとおり設置する。

記

- 1、名称、新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会。
- 2、定数は16名でございます。
- 3、附帯事件、新ひだか町公立病院経営強化プラン策定に関する調査研究を行うこと。
- 4、本特別委員会は、議会閉会中も審査を行うことができるものとし、付議事件の審査が終了するまで継続する。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長提案のとおり新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議ありますので、起立によって採決します。

〔「採決」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) ただいま設置について異議がありましたので、起立によって採決いたします。

本案は発委第2号のとおり賛成する方は御起立願います。

〔起立する者多数あり〕

○議長(福島尚人君) 着席ください。起立多数であります。

よって、本件は全員で構成する「新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに決定いたしました。

ただいま設置されました新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会の委員長には2番、川端君、副委員長には14番、池田君が就任することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会の委員長は2番、川端君、副委員長は14番、池田君に決定いたしました。

お諮りいたします。新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会については、

事件名を新ひだか町公立病院経営強化プランに関する事項として付託し、閉会中の継続調査を承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会については、事件名を新ひだか町公立病院経営強化プランに関する事項として付託し、閉会中の継続調査を承認いたしました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、「意見書案第2号 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

〔8番 本間一徳君登壇〕

○8番(本間一徳君)

令和5年6月20日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳

賛成者 同 上下川孝志

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第2号)

北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

提案理由

北海道教育委員会は、中学校卒業生数減などを理由に高等学校の募集停止・再編・統合を行い「公立高等学校配置計画」を進めています。

多くの市町村では、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼす課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助など財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管するなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。

北海道教育委員会は、広大な北海道の実情にそぐわない「指針」を見直し、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことができる後期中等教育を保障していくべきであり、ここに意見書を提出するものです。

提出先 北海道知事

なお、本文は省略させていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議がありますので、質疑を行います。

16番、志田君。

○16番(志田 力君) この意見書については過去にも出されておりました、うちの議会としては一度否決をされております。そういった経緯もありますが、趣旨としては理解しようとする努力は私もしますが、本来、これは私の勝手な持論かもしれませんが、同じ北海道の地方自治体と我が町の地方自治体同士が意見書を交わすというのはあまり好ましくないとは思っております。それで、というのはうちの議会から議長名で出すということになれば、うちの町の議長、あるいは教育長と知事と向こうの北海道の教育長とけんかしているようなものなのです。ですから、あまり好ましくないとは思っております。

それで、お聞きしたいのは、これを意見書ではなくて要望、あるいは陳情という形にはできないでしょうか。意見書ということになるとすごく強く聞こえるのです。本文のところの最後のところでも次の事項について意見しますと書いてあるのです。こういう強い口調だと完全にけんか売っているような形で、私はあまり好ましくないなと思っているのです。それで、そういったような方法論というのが取れないものなのか、あるいは北海道議会に対して担当常任委員会なり、あるいは議長さんでもこういったことを北海道議会で議論してほしいというような要望とかというものを出すとかという方法論は取れないもののでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 志田君、意見書案に対しての質問にしてください。今のはちょっと質問____趣旨が違うような気がしますので。

○16番(志田 力君) 意見書というのは、ちょっとうちの町としては強過ぎると。先ほども申しましたように、本文のところの意見しますという部分もございまして、そのところはどのように考えていますかということです。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 私のほうは提出、提案どおりであります。ここで、指針で述べているところが1学年1学級20名以下だとか1学年1学級10名以下という形の指針のほうで表明されています。今農業高校でいけば、昨日一般質問の中でも答弁の中にありましたように、ここの農業高校がマイスターハイスクール事業、国の事業の指定校になっています。今これからも指定校として継続していく予定でいるようですので、しばらくこちらのほうの対象にはならないと思っておりますが、これからどういう形でなるかも分かりません。そして、それをならないようにするためにこちらのほうとしてもやっぱり意見書を提出して、継続していかなければならないと思っております。

私のほうから以上です。

○議長(福嶋尚人君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長(福島尚人君) さっき質疑に異議あったのです。今回は、決定することに異議あるかどうかを聞いております。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議ありますので、起立によって採決いたします。

これから「意見書案第2号 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立する者少数あり〕

○議長(福島尚人君) 御着席ください。起立少数であります。

よって、意見書案第2号は、否決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第10、「意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

〔8番 本間一徳君登壇〕

○8番(本間一徳君)

令和5年6月20日

新ひだか町議会議長 福島 尚人 様

提出者 新ひだか町議会議員 本間 一徳

賛成者 同 上下川 孝志

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第3号)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

提案理由

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに、教職員を安定的に確保するためにも、この制度における国の負担率を1/3から1/2に復元することが重要です。

また、教育現場では給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費について自治体によってその措置に格差が生じています。

国においては、義務教育費無償化、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充・就学保障の充実を図るよう意見書を提出するものです。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 各通
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣(地方創生担当)

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、可決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第11、「意見書案第4号 学校給食の無償化を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、川合君。

〔11番 川合 清君登壇〕

○11番(川合 清君)

令和5年6月20日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 川合 清

賛成者 同 上阿部公一

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第4号)

学校給食の無償化を求める意見書について

提案理由

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を果たしています。

国は学校給食の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実施を把握しつつ、課題の整理を行うこととしています。

憲法が定める「義務教育の無償」とは、授業料だけでなく学校給食費などを含めて広げていく趣旨が示されています。

当町でも物価高騰で家計が圧迫される中、給食費の据え置き、食材の支給など家計負担を軽減するための努力を続けていますが、継続的な事業化や完全無償化は困難な財政状況にあります。

よって、国において、学校給食の無償化を早期に実施することを求めて意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 各 通
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内 閣 官 房 長 官

以上、御賛同よろしく申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第12、「意見書案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

〔8番 本間一徳君登壇〕

○8番(本間一徳君)

令和5年6月20日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳

賛成者 同 上 川 端 克 美
賛成者 同 上 建 部 和 代
賛成者 同 上 田 畑 隆 章
賛成者 同 上 川 合 清

議案の提出について
次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第5号)

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について

提案理由

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする国の目標達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であり、意見書を提出するものです。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 各 通
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
復 興 大 臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第13、「意見書案第6号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、川合君。

〔11番 川合 清君登壇〕

○11番(川合 清君)

令和5年6月20日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 川合 清

賛成者 同 上阿部公一

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第6号)

インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書について

提案理由

今年10月から始まる予定のインボイス制度ですが、本町の事業者等に聞いても「制度への登録、経理方式の変更等の準備作業はしていない」どころか「インボイスってなんだ」という声が聞かれる状況です。

インボイス制度を考えるフリーランスの会からの「国に対し、的確請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書」の趣旨を「可」とし、課税業者になってもならなくても中小零細企業にとっては深刻な負担増となるインボイス制度の延期・見直しを求めて意見書を提出するものです。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 各通

財務大臣

経済産業大臣

総務大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長(福島尚人君) 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福島尚人君) 日程第15、「委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長及び新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和5年第4回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時26分)